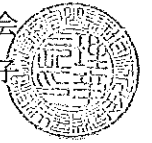


平成24年5月20日

株式会社 ポジティブドリームパーソンズ  
代表取締役 杉元崇将 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野美絵子



ご 連 絡

当協会が、平成23年11月9日付「申入書」で、貴社における挙式・ご結婚披露宴、二次会の契約及び利用に関する規約における消費者契約法第9条1号、第10条により無効となる条項の使用停止、消費者の権利を不当に制限する条項などの改善・是正を申入れた件につきまして、平成24年4月13日付「ご連絡」で一旦終了する旨を通知いたしましたところ、貴社より平成24年4月25日付「回答書」をいただきました。

貴社回答書及び再度修正された規約の内容を確認いたしました。

今回の修正において、当協会が平成24年4月13日付「ご連絡」で指摘した点を検討され、取消料の算出方法を消費者に不利益がないよう改正されたことを評価します。

なお、貴社からのこれまでの回答によれば、当協会より申入れを行った旧規約はすでに使用を停止したということでした。今回修正された「最新規約」への移行は速やかに行われることと思いますが、その予定をお知らせください。また、その契約書及び関連書類一式をご送付ください。それを確認させていただいたうえで、改めて、今回の申入れについては、一旦処理を終結することにいたします。

さらに、当協会では、挙式・結婚披露宴の契約において、契約が成立したと言えるためには、単に会場の日時・場所の予約を取るのではなく、消費者が、事業者から提供されるサービス等の契約内容について十分に説明を受け、消費者の意向をふまえて作成された見積書の内容を熟慮する期間が十分に与えられた上での合意であることが必要と考えております。そこで貴社においても、契約前にこのような手順を踏んだ契約がなされるようお願いいたします。

なお、従前よりお知らせしているように、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

以上

(本件に関する連絡先)

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
〒108-8566 東京都港区高輪3-13-2 国民生活センタービル内  
TEL:03-3448-9736  
FAX:03-3448-9830